

平成22年12月22日

# 教育委員会第12回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第12回定例会記録

開会年月日 平成22年12月22日(水曜日)

午後 1時30分開会

午後 2時27分閉会

開催の場所 第1・2議会委員会室

出席委員 4名

委員 長 阿部盛男君

委員 鶴岡昭雄君  
(委員長職務代行者)

委員 佐藤公美君

委員 津嶋ユウ君

欠席委員 1名

教育長 綿引雄一君

説明のため出席した者の職氏名

事務局 長  
(教育長 職  
務代行者)

今野慶正君

教育総務課長

吉田祐二君

学校教育課長

山田元郎君

学校管理課長

菅原正好君

参事 兼  
体育振興課長

佐藤久君

生涯学習課長兼  
中央公民館長

高橋忠之君

歴史文化資料  
展示施設整備  
対策室長

小畑孝志君

北上公民館長

小山茂彦君

書記

教育総務課長  
補佐  
教育総務  
課長  
査査

大崎正吾君

教育総務課  
長  
幹

岡浩君

高橋健之君

付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・交通事故の和解及び損害賠償額の決定について
- ・財団法人藤野育英会からの寄附について

報告事項

報告第16号 専決処分の報告について

専決第22号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例

専決第23号 平成22年度石巻市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会の事務に係る部分)

専決第24号 指定管理者の指定について(石巻文化センター)

専決第25号 指定管理者の指定について(石巻市総合体育館)

専決第26号 財産の取得について

報告第17号 専決処分の報告について

専決第27号 (仮称)石巻市民文化ホールの建設について

報告第18号 専決処分の報告について

専決第28号 (仮称)石巻市民文化ホール建設基金条例

専決第29号 平成22年度石巻市一般会計補正予算(第6号)

報告第19号 専決処分の報告について

専決第30号 石巻市立学校施設耐震化整備計画の見直しについて

審議事項

第47号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第48号議案 石巻市定住外国人就学支援員の取扱いに関する要綱

第49号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱

その他

午後 1時30分開会

委員長（阿部盛男君） ただいまから、平成22年第12回定例の教育委員会を開会いたします。本日の会議ですが、綿引委員から欠席の届出が出ておりますので、報告をさせていただきます。

#### 会議録署名委員の指名

委員長（阿部盛男君） 今回の会議録の署名委員の指名を行います。鶴岡委員、お願いいたします。

#### 教育長報告

委員長（阿部盛男君） 本日の案件は、一般事務報告が3件、報告事項、専決処分に関して4件（専決件数9件）、それから、審議事項が3件及びその他となっております。よろしくお願いをいたします。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長職務代行者である事務局長から報告をお願いいたします。

教育長職務代行者事務局長（今野慶正君） 報告事項、大きく2件ほど報告したいと思えます。

まず初めに、教育長の職務代行について、御説明、御報告を申し上げたいと思えます。

去る12月5日、日曜日の早朝でございます。綿引雄一教育長が自宅におきまして体調を崩し、救急車で石巻赤十字病院に搬送され、診察を受けましたところ、脳梗塞と診断されました。12月8日に家族から診断書が提出され、3カ月の入院、加療を要する見込みとなり、長期間、教育長が不在となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項及び石巻教育委員会組織等に関する規則第17条第4項の規定に基づき、教育長の職務を私、事務局長が代行することとしたものであります。

病状につきましては、搬送時にはICUで治療を受けておりましたが、12月9日に一般病室に移り、引き続き治療と機能回復訓練を受けております。

代行期間につきましては、平成22年12月9日から平成23年3月7日までの89日間とし、呼称は、石巻市教育委員会教育長職務代行者事務局長としております。なお、関係機関、庁内各課、それから各学校長に対しましては、12月9日付で教育長の職務代行について通知しているところ

ろでございます。1件目は以上でございます。

2件目といたしましては、12月3日から20日までの18日間、石巻市議会第4回定例会が開催されました。その件について御報告を申し上げたいと思います。

3日の冒頭、市長より石巻市立学校教諭に対する不適切な行為に係る処分について、行政報告を申し上げました後、教育長が発言の申し出を行い、かかる行為に対して謝罪と、それから不祥事防止への取り組みをお話ししております。なお、教育長は、病気治療のために12月8日から本会議及び委員会審議を欠席しております。

第4回の定例会につきましては、教育関係につきましては、条例案件が2件、それから財産の取得1件、予算2件、その他、一般質問が出されております。

条例関係につきましては、公民館の条例の一部廃止。それから（仮称）石巻市民文化ホール建設基金の条例を2件提案し、いずれも審議をいただいて、可決をいただいております。

それから、財産の取得1件につきましては、国指定名勝齋藤氏庭園の土地、建物、それから樹木等の財産の取得でございます。

それから、予算関係につきましては、小学校の耐震補強設計関係の委託、それから視聴覚センターの運営費、それから、学校給食センターの運営費等と、それから先ほど、条例案件で申しました（仮称）石巻市民文化ホール建設基金に係る寄附金の補正を行っております。

一般質問につきましては、12月14日から20日までの5日間、質問者21名でございまして、うち教育委員会の質問関係は10名でございました。その質問の主な内容でございますけれども、教育行政関係につきましては、いじめ・不登校に対する指導、中学の武道必修化への対応。それから、文化財調査と保護の対策。それから、地域と学校、体験教育と、それから大規模校の釜小学校、蛇田小学校の適正配置についての質問を受けております。さらには、教育現場への新人、ベテラン教師の配置の重要性、国語力低下、漢字の筆順等について質問を受けております。

その他、学校整備といたしましては、学校校庭の芝化の質問を受けております。それから、図書館の充実、建物の老朽化、狭隘化への今後の展望。学校給食関係につきましては、地場産品の使用状況、旧石巻市の3給食センターの老朽化対策。それから、市民球場のスコアボードのデジタル化。さらには、仮称でございます石巻市民文化ホールの建設、あるいは、陸上競技場の整備などについて質問を受けております。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、御質問等ございましたらどうぞ。よろし

いですか。

(発言する者なし)

交通事故の和解及び損害賠償額の決定について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

次に、交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、教育総務課長からお願いします。

教育総務課長(吉田祐二君) それでは、交通事故の和解及び損害賠償額、対物の決定について御報告申し上げます。

平成22年10月8日午後2時ころ、石巻市羽黒町の市道において、中学校用務員が公務のため石巻市総合体育館へ向かう途中、予告信号に気をとられ、電柱に衝突したものであります。

加害車両は、左側前方を大きく損傷しましたが、特に身体には異状は見られないとのことでした。なお、加害車両には用務員しか乗車しておりませんでした。

今回の事故原因は、用務員の前方不注意により発生したものであることから、市側の過失割合を10割とし、本件事故の対物損害賠償、相手方の電柱修理代として金19万4,369円を支払うことで、11月26日に示談が成立いたしました。なお、今回の示談を受けて、当事者である用務員及び所属長である校長に対して、交通事故防止に万全を期するよう指導いたしております。

以上で一般事務報告を終わらせていただきます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対して、御質問ございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

財団法人藤野育英会からの寄附について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

次に、財団法人藤野育英会からの寄附について、生涯学習課長からお願いいたします。

生涯学習課長兼中央公民館長(高橋忠之君) それでは、財団法人藤野育英会からの寄附について御報告申し上げます。

このことにつきましては、財団法人藤野育英会からの平成22年12月1日付で寄附の申し出がありました。寄附金額は4,270万円でございます。財団法人藤野育英会は、長年、雄勝地区において育英、奨学を目的として設立し、子どもの支援を行ってまいりましたが、ことし12月をもって財団法人を解散することとし、現在、解散に向けての事務手続を進めているところでございます。

今回の寄附につきましては、一般寄附として受納いたしますが、その活用方法につきましては、雄勝公民館においての子ども支援事業に活用したいと考えております。平成22年7月の最初の申し出からさまざまな経緯があつて、今回の受納となったわけであります。今後、こども文庫整備のほか、新たな活用方法につきましては、関係各課と協議を行っていくこととする予定でございます。

以上であります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質問でございますでしょうか。

（発言する者なし）

#### 報告第16号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） 以上をもちまして一般事務報告を終わりました。次に、報告事項に入ります。

報告第16号 専決処分の報告についてのうち、専決第22号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について、報告を受けたいと思います。

北上公民館長から説明をお願いいたします。

北上公民館長（小山茂彦君） それでは、御説明申し上げます。

報告第16号、専決処分の報告についてのうち、専決第22号 石巻市公民館条例の一部を改正する条例について御報告を申し上げます。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に条例案に対する意見を求められ、11月26日付で異議のない旨を専決処分をし、回答しておりますので、御報告をするものでございます。なお、本条例案につきましては、12月20日の開催の市議会第4回定例会において可決しております。

本条例は、石巻市北上公民館女川分館を廃止することに伴い、石巻市公民館条例より同分館の項を削除するものでありますが、同分館は建築から既に50年以上を経過し、老朽化が著しく、部分的な改修では対応し切れない状況にあることから、地元行政委員等との協議の結果、同分館を廃止することとしたものです。なお、地元の女川集会所建設委員会が平成23年度に集会所を建設する計画になっております。

以下、改正内容につきまして御説明申し上げます。

資料の表紙番号1の4ページ、あわせて表紙番号2の条例等の一部改正新旧対照表の1ページをごらん願います。

第13条第1項の分館を規定している表及び同条第2項の分館使用料を定めている別表第2の表から、北上公民館女川分館に関する規定を削除するものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を平成23年1月1日とするものでございます。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明について、何か御質疑ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

次に、報告第16号 専決処分の報告についてのうち、専決第23号 平成22年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。事務局長からお願いいたします。

事務局長（今野慶正君） それでは、報告第16号 専決処分の報告についての専決第23号 平成22年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）について御報告申し上げます。

本報告につきましても、専決第22号同様、平成22年市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、異議のない旨を専決処分し、回答いたしておりますことから、今回報告するものでございます。なお、本予算案につきましては、市議会第4回定例会において可決しております。

その内容でございますが、別冊1の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に1億3,298万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,515万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、8ページをごらん願います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に6,500万円を、10ページ、3項中学校費、1目学校管理費に5,600万円を計上しておりますが、これは小・中学校の耐震化を加速させるため、小学校6校、中学校4校、計10校の校舎及び小学校12校、中学校3校、計15校の屋内運動場の耐震補強設計業務を措置したものであります。なお、耐震補強設計業務のスケジュール上、年度内に事業完了が困難でありますことから、予算の一部を翌年度に繰り越して業務を進めることとしております。

次に、12ページ、6項社会教育費、7目視聴覚センター費で201万8,000円を減額しておりますが、これは視聴覚センター運営費の今年度の予算執行残を減額したものであります。



次に、14ページ、7項保健体育費、3目学校給食費で1,400万円を計上しておりますが、これは給食センター運営費で、重油価格の高騰による燃料費の不足額を措置したものであります。

次に、18ページ、債務負担行為の補正では、文化センター及び総合体育館の指定管理者による管理運営業務について、債務負担行為を設定しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金、1項負担金、5目教育費負担金で39万2,000円を減額しておりますが、これは視聴覚センター運営費の減額に伴い、東松島市及び女川町から負担金を減額したものであります。

次に、6ページ、21款市債、1項市債、6目教育債に3,670万円を計上しておりますが、これは小・中学校の耐震整備事業のため、地方債を措置したものであります。

以上で報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。よろしいですか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第16号 専決処分の報告についてのうち、専決第24号 指定管理者の指定について（石巻文化センター）について、報告を受けたいと思います。

歴史文化資料展示施設整備対策室長、お願いします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） それでは、私のほうから専決第24号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

6ページをごらん願います。

本案は、地方自治法第244条に規定します公の施設の指定管理者の指定について、同法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決が必要でございます。財団法人石巻市文化スポーツ振興公社は、本市において指定管理者制度を導入いたしました平成18年度から22年度までの5年間、文化センターの管理運営を行い、芸術文化の振興に寄与するとともに、市民サービスの向上と管理経費の節減を図ってまいったところでございます。

したがって、引き続き同公社を指定管理者として指定したものでございます。本件につきましては、市議会の議決事項については教育長事務委任等に関する規則第2条第4号の規定に基づく教育委員会の議決事項であります。教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、同規則第3条第1項の規定により専決処分いたしましたので、御報告申し上げます。

るものでございます。なお、今回の指定につきましては、石巻文化センターが来年6月から歴史文化資料展示施設への改修工事となりますことから休館となります。そういう条件のもとに、平成24年度以降の管理内容が大きく変わることが想定されますことから、今回の指定管理期間については5カ年ではなくて、来年1年間の暫定期間として指定するものでございます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。よろしいですか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第16号 専決処分の報告についてのうち、専決第25号 指定管理者の指定について（石巻市総合体育館）についての報告を受けたいと思います。

体育振興課長、お願いします。

参事兼体育振興課長（佐藤 久君） それでは、報告第16号 専決処分の報告についてのうち、専決第25号 指定管理者の指定について、総合体育館部分の御報告を申し上げます。

表紙番号1の7ページをごらん願います。

本報告につきましては、ただいまの石巻文化センターと同様の理由でございます。石巻市長から教育委員会に指定管理者の指定について意見を求められ、異議のない旨を専決処分し、回答しておりますことから、今回報告するものでございます。なお、本案件につきましては、市議会第4回定例会において12月20日に可決しております。

施設の名称及び所在地については、名称は、石巻市総合体育館、所在地は、石巻市泉町三丁目1番63号になります。また、指定する法人及び団体については、特定非営利活動法人石巻市体育協会、指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間になります。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑等ございましたらどうぞ。ございませんか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第16号 専決処分の報告についてのうち、専決第26号 財産の取得についての報告を受けたいと思います。

歴史文化資料展示施設整備対策室長、お願いします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） 引き続きまして、私のほうから専決第26号 財産の取得について御説明申し上げます。

8ページをごらん願います。

本事業については、11月開催の定例教育委員会において御報告申し上げましたとおり、齋藤氏庭園の適切な保存と維持管理を目的に公有するための事務手続の一環でございます。去る11月19日付で締結いたしました所有者との仮契約に基づき、土地2万7,276.83平方メートル、建物18棟、石灯笼18基、その他、植木等を一括して買い上げしようとするものであり、取得価額につきましては、不動産鑑定士、それから造園業者3社による評価額の平均額1億3,332万8,956円となっております。

財産の取得に係る申し出につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第3項に基づく長の職務の権限でございますことから、市議会の議決に付すべき契約、財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、去る12月3日開会の市議会第4回定例会に提案し、議決を得ましたが、議会に提案するに当たり、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分をいたしましたので、報告を申し上げます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。ございませんか。

（発言する者なし）

報告第17号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

次に、報告第17号 専決処分の報告について、専決第27号（仮称）石巻市民文化ホールの建設についての報告を受けたいと思います。

歴史文化資料展示施設整備対策室長、引き続きお願いします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） では、専決第27号（仮称）石巻市民文化ホールの建設について御説明申し上げますので、11ページをごらん願います。

御承知のように、現在の市民会館は昭和42年開館の施設であり、老朽化が著しく、また、現在実施しております耐震診断の中間報告におきましても、ちょうど13ページにございますように、客席部分について剥離しておりまして、このI s値が0.3から0.4の間という結果が出ているところでございます。

これは、震度6以上の地震が起きた場合、倒壊または崩壊する危険性があるという数値でございます。これを長期間使用するには、耐震補強費用のほか、基礎の補強、それから空調設備や客席の交換など根本的な改修も必要であり、相当の費用負担が予想されますことから、本市における芸術文化の拠点施設として石巻市民文化ホールを建設することとして、去る12月3日、市議会全員協議会で説明したところでございます。

次に、資料11ページの2の基本構想の策定の欄をごらんください。

基本構想では、施設の基本理念のほか、必要な施設の規模、それから建設目的や運営手法。そして、建設候補地ごとのメリット、デメリットなどを検討、作成するものでございます。

次に、この基本構想を踏まえた今後のスケジュールでございますが、の1をごらんください。次のページになります。

平成23年度において文化団体や市民等からの意見を聴取し、施設の内容、規模、建設地を決定しまして、基本計画、それから実施計画の策定を経て、平成27年度中の完成を目指して作業を進めているところでございます。

財源につきましては、合併特例債を活用したいと考えております。なお、完成までの間、現市民会館を使用するかどうかという判断につきましては、耐震診断が現段階ではまだ中間報告でございますので、3月に提出予定の最終報告をもって総合的に判断することとしてございます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

#### 報告第18号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、次に、報告第18号 専決処分の報告についてのうち、専決第28号（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例について、報告を受けたいと思います。

歴史文化資料展示施設整備対策室室長、お願いします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） 引き続き、私のほうから専決第28号（仮称）石巻市民文化ホール建設基金条例について御説明申し上げますので、14ページをごらん願います。

文化ホールの建設経過につきましては、今申し上げたとおりでございますが、施設の建設に

は相当規模の費用が見込まれますことから、建設年度における一般財源の負担軽減を図ること、それから、一般からの寄附金の受け皿とすることを目的に、基金条例を制定するものでございます。

本件につきましては、去る12月3日開会の市議会第4回定例会に提案し、議決を得ましたが、議会に提案するに当たり、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分したところでございます。

以下、条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、基金の設置について規定したものでございます。

第2条は、予算の範囲内での基金への積み立てについて。

第3条は、確実かつ有利な方法での保管について。

第4条から第6条については、運用益の処理、財政運営上必要な場合の繰りかえ運用等を規定したものでございます。

次に、附則でございますが、本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑等ございましたら、ございませんですか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第18号 専決処分の報告についてのうち、専決第29号 平成22年度石巻市一般会計補正予算（第6号）についての報告を受けたいと思います。

事務局長、お願いいたします。

事務局長（今野慶正君） それでは、報告第18号 専決処分の報告についての専決第29号 平成22年度石巻市一般会計補正予算（第6号）について御報告申し上げます。

本報告につきましても、専決第28号同様、平成22年市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、異議のない旨を専決処分し、回答いたしておりますことから、今回報告するものでございます。なお、本予算案につきましては、市議会第4回定例会において可決しております。

その内容でございますが、別冊2の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に4億20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億5,535万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、6ページをごらん願います。

10款教育費、6項社会教育費、16目（仮称）市民文化ホール建設基金費4億20万円を計上しております。専決第28号で説明のありましたとおり、（仮称）石巻市民文化ホールの建設に当たり、建設年度における一般財源の負担軽減のため設置した基金の、その一部を積み立てするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

17款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金で（仮称）市民文化ホール建設費と申し出のありました寄附金として、20万円を措置したものであります。

以上で報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたら。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

#### 報告第19号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

次に、報告第19号 専決処分の報告について、専決第30号 石巻市学校施設耐震化整備計画の見直しについて、報告を受けたいと思います。

学校管理課長からお願いいたします。

学校管理課長（菅原正好君） 報告第19号 専決処分の報告について、専決第30号 石巻市学校施設耐震化整備計画の見直しについて御説明申し上げます。

本報告につきましては、教育委員会を開催する時間的余裕がなく、12月14日付で専決処分をしておりますことから、今回報告するものでございます。

内容について御説明申し上げますので、表紙番号1の20ページをごらん願います。

市立学校施設の耐震化につきましては、平成20年12月に策定いたしました石巻市立学校施設耐震化整備計画に基づき、耐震化事業を推進しており、これまでの計画では、平成29年度を完了目標年次として、平成22年度末で30施設が未完了の進捗状況となっております。

本事業につきましては、児童生徒の安全確保という急務の課題でありますことから、事業の早期完了が求められており、今回、事業の前倒しを行い、平成26年度に完了する案が総合計画に承認されたことに伴い、これまでの計画における目標年次、平成29年度を平成26年度に見直ししようとするものでございます。

なお、中段の表、事業実施計画につきましては、現状及び今後の耐震化対象施設を一覧とした表でございます。平成20年度から平成22年度における校舎または園舎の欄につきましては、既に実施または予算化しております耐震補強設計業務が小学校で10施設、中学校で6施設、合わせて16施設となっております。

耐震化整備工事につきましては、小学校が釜小など4校の工事を完了または今年度末までに完了予定としております。中学校につきましては、荻浜中学校が今年度中に完了する予定でございます。また、「中学校（廃校）」となっている項目につきましては、寄磯中学校を対象としたものでございます。また、その右側の体育館につきましても同様に、耐震補強設計業務を実施または予算化している施設数が小・中学校合わせて26施設ございまして、耐震補強改修事業の表記につきましては、校舎の欄と同様に、耐震化整備工事と読みかえてごらんいただきたいと思っております。そして、その工事欄につきましては、小学校が吉浜小学校など8施設、中学校につきましては、門脇中学校、飯野川中学校の2施設でございます。なお、「中学校（除外）」と記してございますのは、現在は倉庫となっております荻浜中学校の旧体育館のことでございます。

以下、同様に平成23年度以降の整備対象施設を計上しておりますが、平成26年度の設計業務欄の中学校1施設につきましては、大須中学校を対象としたものでございます。また、校舎及び体育館の耐震工事欄の「高校（廃校）」につきましては、今後、統合が予定されております市立女子商業高等学校を計上したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

#### 第47号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規制の一部を改正する規則

委員長（阿部盛男君） それでは、以上で報告事項を終わりました、次に、審議事項に入ります。

第47号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま上程されました第47号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

表紙番号1の21ページ、あわせて表紙番号2の規則等新旧対照表、4ページから6ページをごらん願います。

今回の改正は、渡波北部土地区画整理事業の換地処分に伴い、渡波小学校及び万石浦小学校の2小学校と渡波中学校及び万石浦中学校の2中学校、合わせまして4つの小・中学校の通学区域につきまして、住居表示後の新しい区域に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成23年2月5日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第47号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） では、御異議ございませんので、第47号議案は原案のとおり可決いたします。

#### 第48号議案 石巻市定住外国人就学支援員の取扱いに関する要綱

委員長（阿部盛男君） 次に、第48号議案 石巻市定住外国人就学支援員の取扱いに関する要綱についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長（山田元郎君） それでは、第48号議案 石巻市定住外国人就学支援員の取扱いに関する要綱について御説明申し上げます。

資料1の22ページ及び23ページをお開き願います。

本年第4回定例教育委員会におきまして、平成22年度定住外国人就学支援事業の施行について御説明を申し上げたところではありますが、本事業は、定住外国人児童生徒の編入学があった場合、当該児童生徒と意思疎通が図れるパートの就学支援員を学校に配置し、日本語指導や通訳等により、当該児童生徒の学習及び日常生活を支援するものであります。



平成22年12月現在、5名の児童生徒に対して支援員を配置しておりますが、来年1月から新たに4名、4月からさらに1名の児童生徒に支援員を配置する予定となっております。

本要綱案は、来年度から本事業を本格実施するに当たり、石巻市定住外国人就学支援員の取り扱いについて必要な事項を定めようとするものであります。

第1条では、要綱の趣旨について。

第2条では、定住外国人就学支援員の役割について規定しております。

第3条では、任用に当たって支援員に求める要件を規定しております。

第4条では、任期を1年とし、再任を妨げないものとしております。

第5条では、支援員の具体的な職務について規定しております。

第6条から第11条では、支援員についての賃金、勤務時間、休憩時間、休暇、懲戒及び退職について、それぞれ規定しております。

第12条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定めることとしております。

施行期日につきましては、附則で平成23年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。ございませんか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第48号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） では、御異議ございませんので、第48号議案は原案のとおり可決いたします。

#### 第49号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱

委員長（阿部盛男君） 次、第49号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱についてを議題といたします。

学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長（山田元郎君） 続きまして、第49号議案 石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱について御説明申し上げます。

資料1の24ページ、25ページをお開き願います。

市内小・中学校の不登校児童生徒数につきましては、平成19年度、189名、平成20年度、174名、平成21年度、215名と、年々増加傾向にあります。教育ビジョンにおいて、不登校に関する問題はいじめ・生徒指導問題対策協議会や石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会で取り組むことと位置づけられておりますが、石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会が設置されていなかったことから、これまで専ら、いじめ・生徒指導問題対策協議会の生徒指導小委員会において対応してまいりました。

本要綱案は、不登校児童生徒数の増加傾向、要因の複雑化などにかんがみ、関係機関や学識経験者から成る、不登校問題を専門的に所管する石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会を設置し、不登校の実態を把握するとともに、未然防止や早期解決を図るために、石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会の設置について、必要な事項を定めようとするものでございます。

第1条では、協議会設置の目的について。

第2条では、協議会の所掌事務について規定しております。

第3条では、協議会を委員12人以内をもって組織することとしており、別表に掲げるとおりになっております。

第4条では、任期を1年、再任を妨げないこととしており、第5条では、会長をけやき教室室長、副会長を委員の互選とすることとしております。

第6条から第7条では、会長及び副会長の職務、会議の招集及び事務局についてそれぞれ規定しております。

第8条で、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が会議にて定めることとしております。

施行期日につきましては、附則で平成23年4月1日から施行しようとするものであります。

また、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず教育長が招集することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対して、御質疑ございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

委員（津嶋ウウ君） では、質問させてください。

一つは、この協議会が設置された場合、その構成メンバーの中にいじめ・生徒指導問題対策

委員会の委員も1名含まれていますね。そうすると、現在ある、いじめ・生徒指導問題対策委員会のほうでも、やはり、これまで同様ではないかもしれませんが、不登校対応みたいなものも取り組んでいくのでしょうか。

委員長（阿部盛男君） 学校教育課長。

学校教育課長（山田元郎君） いじめ・生徒指導問題対策委員会のほうについては、これまで同様に進める形になっております。ですから、こちらのほうとしましては、やはりこの対応協議会という、いろいろなところで指導、助言を図るところの部分で、もっと上の段階から進めたいというふうに考えております。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） では、この協議会は結構広い範囲の方たちに入っていただく、専門的な方たちに入っていただく会議で、大変いいと思うんですが、これは一応、会長が招集するという形ですが、定例会的にやるのでしょうか。例えば、月1回とか、定例会的にやるのか、それともその都度的にやるのか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

委員長（阿部盛男君） 学校教育課長、どうぞ。

学校教育課長（山田元郎君） まず、最初の会議として、教育長が招集するというふうなことになっておりますので、そこで招集したときに、その辺の細かな点については、ある程度、規定にのって進めたいと思っております。

委員長（阿部盛男君） ほかの委員方、何かございますか、この件について。ございませんでしょうか。

関連ですけれども、ただいまの説明で215名の不登校の児童生徒がいるということですが、そのうち、現在、けやき教室に通っている生徒、主に中学生ですね、あそこへ来ている生徒は、どのくらいか、概数で結構です。おりますか。

学校教育課長（山田元郎君） 11月時点ということになりますが、たしか9名だったのではないかと思います。

委員長（阿部盛男君） はい、わかりました。

では、前年度あたりもですが、このけやき教室について委員会として、どういうふうな場所で、どういうふうに行われているのか、実態を把握してみたいということで機会をとらえて訪問をする計画をお願いしたいということを申し上げていたのですが、なかなか機会をとらえかねているようですが、こういう教育施設がありますので、どういうふうになっているのか、そこをぜひ視察の日程の中に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、そのほかございましたら。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) ないようでしたら、第49号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) では、御異議ございませんので、第49号議案は原案のとおり可決いたします。

以上で、審議事項を終わります。

その他

委員長(阿部盛男君) その他に入ります。

委員方から何かございましたら、どうぞ。ございませんか。

(発言する者なし)

委員長(阿部盛男君) それでは、課長方、ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

学校管理課長(菅原正好君) 以前より御心配をおかけしておりました門脇中学校体育館の改築の関係で、12月20日に工事が完了して、24日、明日に完成検査を行うとの報告が建設担当部のほうから報告がございましたことを、この場で御報告させていただきます。

委員長(阿部盛男君) 御苦労さまでした、いよいよ完成の運びですね。

そのほか、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

歴史文化資料展示施設整備対策室長(小畑孝志君) それでは、私のほうから、先ほど、開会前にお示ししました資料に基づきまして、毛利コレクションの特別展、まほろばへの道の状況について御報告申し上げたいと思います。

詳細についてはその資料のとおりでございますが、資料の6をごらんください。

開催期間については、今回は10月22日から12月12日までの43日間、昨年度と比較いたしまして、7日間短い期間の開催となりました。けれども、観覧者につきましては698人の増加となったところでございます。この増加の要因は、小・中学校の観覧者の増加によるもので、これは本年度から小・中学校を対象とした新規事業、展示見学教室を実施したことが主な要因であると考えてございます。

来年度については、展示施設の改修工事のため休館となりますが、平成24年度のリニューアル

ルオープン後には再開し、学校との連携を図りながら郷土の歴史文化の学習に役立ててまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して御質問ございませんでしょうか。

歴史文化資料展示施設整備対策室長、お聞きします。

この1枚のB5の、この資料の実施報告書の中で、一番最後のところに「親子券利用者」とありますが、親子券というのはどういうものでしょうか。

歴史文化資料展示施設整備対策室長（小畑孝志君） これもことしから初めて実施したのですけれども、親子で入場した場合の割引チケットでございまして、これが38組売れたというふうな状況でございます。

委員長（阿部盛男君） そうですか。

そのほか、課長方、ございましたら。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは、事務局のほうから次回の定例会についてお願いします。

書記（大崎正吾君） それでは、次回定例会の日程についてお知らせいたします。

今回は、年がかわりまして、1月の定例会につきましては、1月27日木曜日午後1時30分から、第3・4議会委員会室で開催する予定となっております。よろしく願いいたします。

委員長（阿部盛男君） そのほか、事務局のほうからございませんか。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時27分閉会

教育委員長 阿部盛男  
署名委員 鶴岡昭雄